

II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(3) 配偶者等からの暴力への対策の強化

①配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討

配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案（中間報告）を踏まえ、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、対象となる精神的暴力や性的暴力を明確にすること等について、配偶者暴力防止法の改正が早期に実現できるよう、検討を行い、結論を得る。【内閣府、関係府省】

②配偶者暴力対策の抜本強化

ア 配偶者暴力対策の抜本強化

配偶者暴力対策の抜本強化に向け、DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケートの結果を踏まえ、DV対策抜本強化局長級会議等の枠組みを活用し、生活・就業・住宅・子育てなどの生活再建に必要な手続の見直しなどについて検討事項を夏までに整理し、以下の取組のほか、具体策を検討した上で、令和 4 年内に抜本強化策を取りまとめる。【内閣府、関係府省】

法テラスにおいてDV等被害者法律相談援助を行う弁護士について必要な処遇を図る等により、DV等被害者支援について経験や理解のある弁護士を確保する。【法務省】

公営住宅におけるDV被害者の優先入居や目的外使用の活用の促進を図るとともに、DV被害者を含め住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を推進する。【国土交通省】

DVに関する対応について、学校における事例の周知を図る。【文部科学省】

弁護士などの専門家による仲介など、配偶者暴力の被害者の居場所を秘匿しつつ、婚姻費用・養育費や子の養育権の整理等に係る交渉を進める仕組みを検討し、整備を図る。【内閣府】

親権をめぐる問題の解決に当たり子供の最善の利益を徹底するとともに、子の監護権に関する調停の運用状況も踏まえ、所要の検討を行う。【法務省】

安全・安心の確保を前提に、子供の成育を見守る機会を確保するとともに、面会交流（親子交流）及びその支援の推進、支援団体の利用費負担軽減を図る。さらに、いわゆる面前DVなど子への虐待があった場合の親権変更や面会制限などを図る。【法務省、文部科学省、厚生労働省】

男性及び外国人を含め多様な配偶者暴力に対応できる相談窓口の整備を図る。【内閣府】

イ 被害者支援のための取組

官民連携の下で配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行うパイロット事業（①受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）について、今年度事業の成果を検証するとともに、過年度事業の検証結果を踏まえ、民間シェルター等による被害者支援の更なる推進を図る。

さらに、配偶者暴力防止法の見直しに関する検討状況を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センターの体制の強化を図る。【内閣府、関係府省】

ウ 加害者プログラムの試行実施と「本格実施のための留意事項」（仮称）の策定

加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、被害者支援の一環として、令和4年度に「試行のための留意事項」を踏まえ追加的に試行実施を行い、その成果の検証に基づいた「本格実施のための留意事項」（仮称）を策定する。【内閣府】

エ 配偶者暴力対応と児童虐待対応の連携

配偶者暴力と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生している事例が多いことを踏まえ、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としたオンライン研修において、児童虐待に関連した項目を研修項目とするとともに、児童相談所職員等、児童虐待対応の関係部署の職員も研修対象者とする。【内閣府、厚生労働省、関係府省】

③非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）への対応

配偶者暴力防止法の対象となる相手以外の交際相手からの暴力への対応のため、DV対策抜本強化局長級会議等の枠組みを活用し、予防や一時保護・緊急避難などについて必要な施策の整理を行う。これを踏まえ、「ストーカー被害者支援マニュアル」（平成29年12月内閣府男女共同参画局）を改訂するなど令和4年内に必要な対策を取りまとめる。【内閣府、関係府省】

④ストーカー対策の強化

上述のマニュアルの改正のほか、ストーカー総合対策を改定する。被害者等からの相談体制の充実、一時避難所を確保するために必要な連携体制整備等の推進を図る。加害者対策として、専門機関と連携し、加害者の更生に向けた取組を推進するとともに、加害者に対するカウンセリングや治療につながる効果的な取組を把握し、全国に周知し横展開を図る。【内閣府、警察庁、関係府省】